



平成 31 年 1 月 24 日

東京税理士会
会長 西村 新 殿



東京青年税理士連盟
会長 高橋 千葉紀
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第 10 下田ビル 7 階
電話 03-3356-2916



弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）に関する要望書

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された平成 31 年度税制改正の大綱において、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正を前提に、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）（弁護士である社員の全員が国税局長に通知しているものに限る。）について国税局長に通知することにより税理士業務ができることとする法改正が示されました。

税理士法の規定では、弁護士のままで税理士業務を行うことのできる者は、税理士法第 51 条 1 項に定めるいわゆる通知弁護士及び同 3 項に定めるいわゆる通知弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が国税局長に通知している法人）に限られます。

外国法事務弁護士は、弁護士法における弁護士ではなく、当然、国税局長に通知することのできる弁護士及び弁護士法人の社員弁護士でもありません。

弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）では、外国法事務弁護士も社員となります、その社員の全員が国税局長に通知することができない状態にもかかわらず、法人として税理士業務を行い得ることとなり、税理士制度を根本から覆しかねません。

また、外国法事務弁護士になろうとする者の原資格国の司法制度や法曹養成制度の在り方は様々であり、わが国の税法や税務に関する諸制度についての知識及び資質について担保されているとはいはず、国民・納税者の権利利益を保護し得ない可能性があります。

当連盟として、税理士制度を形骸化し、税理士資格について国民・納税者の信頼を失うおそれのあるこの法改正を看過することはできません。

貴会におかれましては、このような税理士制度を揺るがす改正法律案が成立することのないよう活動していただきますよう要望いたします。

以上